

《観光文教委員会（平成 30 年 11 月 13 日）》

〈要旨〉

- ・学校における拉致問題の取組について
- ・熱中症対応を受けての次年度の学校の日程における対応について
- ・難病の方に対するバンビホームの入所の対応について
- ・就学援助制度を対象者につなげる具体的な取組について
- ・障害のある子どもたちに対する就学後の対応について
- ・障害のある子どもたちに対する先生方のスキルの重要性について
- ・いじめに関する学校・教育委員会の対応について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林政行です。

拉致問題については、政府が最初に認定してから 41 年が経過し、平成 14 年に 5 人の拉致被害者が帰国してから既に 16 年が経過しております。この月日が経過したことにより、今の小・中・高校生はその事実を知らないことや知る機会が少ないと指摘されています。奈良県内にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者が 3 名おられます。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の第 3 条、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」として地方公共団体の責務がうたわれています。この法律に基づき、一日も早く拉致被害者の方々が帰国されるよう願ってやみません。

いま一度、地方自治体として、また教育現場として拉致問題解決への決意といたしましょうか、取り組みについて、教育長のお考えをお聞かせください。

◎中室雄俊教育長

委員の御質問にお答えをいたします。

拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、人権侵害であるというふうには認識をいたしております。また、国においては、これまで拉致問題について触れる機会が少なかった若い世代への啓発が重要な課題であるというふうには捉えております。

そのため、学校現場においては正しい理解を促進するとともに、児童・生徒が拉致問題に

ついて関心を持つように指導することが重要であるというふうに認識をいたしております。
以上でございます。

◆林政行

教育長、ありがとうございます。

これまで拉致問題に触れる機会が少なかった若い世代への啓発が重要な課題となっております。内閣官房拉致問題対策本部事務局や文部科学省の施策として、学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」を積極的に授業で活用することを促しています。

さらに、平成29年度においては、授業などでアニメ「めぐみ」を視聴した上で、自分自身が拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施しています。

来る12月10日から同月16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間として定められていますが、本市学校・園で学ぶ幼児・児童・生徒が、人権課題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな感性を育み、日常生活の中で自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度を身につけていけるような取り組みが必要だと思っておりますが、本市の幼児・児童・生徒に対してどのような取り組みをされているのか、具体的な事業を、学校教育課長お聞かせください。

◎東畑年昭学校教育課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

小学校、中学校の社会科の教科書では、北朝鮮から帰国した拉致被害者の写真を載せながら拉致問題について説明がなされており、各学校では教科書や社会科資料集等を活用し、拉致問題について学習を進めているところでございます。

市教育委員会といたしましては、平成30年3月22日付で北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進についての文書が国から発出されたことを受け、若い世代に拉致問題への理解促進を図るため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の映像作品の活用について、各学校に依頼の文書を発出いたしました。また、同様に、平成30年7月2日付で北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクール2018の実施についての国からの文書を受け、各学校に作品募集の依頼文書を発出いたしております。

これらのことに学校が取り組むことにより、拉致問題における啓発につながると考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

私は、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会のメンバーと駅前で署名活動を行っています。その署名に子供たちも親御さんと一緒に署名していただくことがあります。多くの子供たちは、署名活動を行っている私たちを見て、親御さんに内容を聞いたり、時には私たちにこの活動の説明を求めてきます。その子供たちは、自分なりに活動の趣旨を理解して署名してくれます。そのとき私は、子供たちの署名への感謝と同時に、拉致問題を知らない子供たちがいる現実を目の当たりにします。

拉致問題は、決して他人ごとではありません。奈良県においても、弓場比登美さんは昭和56年、当時14歳で、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない形で行方不明になっておられます。そのほかにも2名の方が拉致されている可能性があります。これらの拉致問題は、全拉致被害者が日本に帰国するまで風化させてはならないのです。子供たちに拉致問題を伝えるその役割が教育委員会、学校にあります。

先日、増元るみ子さんの実弟である増元照明さんとお話しをさせていただく機会があり、その言葉の一つ一つが重たく、切実なお話でありました。その中で、秋田県教育委員会は全ての小・中・高校への拉致問題を啓発するポスターの掲示を実施しており、奈良市にも同様に取り組んでいただきたいとお言葉もありました。

先ほどの教育長の答弁、その答弁に呼応する形で教育委員会として一定の行動をしていただいていることは確認できましたので、次に、学校現場の状況をまず知るべく数点資料要求させていただきます。

1、小・中学校におけるアニメ「めぐみ」の上映状況。2、小・中学校における拉致問題の啓発のポスターの掲示状況、また掲示していない場合の在庫の有無、それらの資料を求めます。

委員長、よろしく申し上げます。

○山本憲宥委員長

ただいま要求のありました資料は提出できますでしょうか。

◎東畑年昭学校教育課長

現在ございませんけれども、後日提出をさせていただきます。

○山本憲宥委員長

よろしく申し上げます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、8月7日付で文部科学省から各教育委員会に対し、学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についてが出されました。これを受け、奈良市教育委員会では、市立小・中学校における熱中症などへの対応の一つとして、2学期初めは短縮授業を行うことと、運動会、体育大会は10月以降に変更する取り組みを実施しています。

この取り組み自体に異論はありませんが、運動会、体育大会の10月以降の変更については、土曜・日曜・祝日の学校行事以外に、地域への学校施設の貸し出しも含めた形で綿密に年間スケジュールを組んでいるため、学校現場から日程の変更に大変苦慮したと伺っております。このことから、次年度以降は、今回の件を踏まえた熟慮した方針を示してほしいと聞き及んでいます。

また、千葉市は、小・中学校の熱中症対策のため学校管理規則を改正し、夏休みを延長し、秋季、冬季で調整する具体的な策を講じています。

そこで、学校教育課長に伺います。

奈良市教育委員会として、次年度以降の方針をお聞かせください。

◎東畑年昭学校教育課長

御質問にお答えをいたします。

文部科学省から8月7日付で発出された依頼文書を受け、市教育委員会といたしましては、児童・生徒の健康を最優先に考慮し、臨時的な対応として、2学期初めの1週間を短縮授業にすることや、秋開催の運動会、体育大会の開催日程を10月以降に変更するなどの取り組みを行いました。また、2学期当初には、保護者の皆様方へ教育委員会名で文書を発出し、取り組みへの御理解と御協力をお願いいたしました。登下校の見守り活動の変更や運動会、体育大会の日程変更につきましては、地域住民の皆様方にも御理解と御協力をいただいたところでございます。

次年度の学校行事等の日程調整につきましては、ことしの状況を踏まえ、暑さを避け、児童・生徒の健康や安全を最優先に考えたものにしていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

認識しているとのことですので、その答弁に沿った御対応をよろしく願います。

次に、バンビーホームの入所について、勤労以外で入所を希望する場合、申立書とあわせて診断書などを提出することになっておりますが、難病を患っている方にも申請の都度提出を求めていると思います。その理由を地域教育課長お聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

林委員の御質問にお答えします。

バンビーホームの利用に当たって、子供と同居している成人の方で、仕事以外の理由、例えば病気、けが、介護、看病、通学などで放課後、子供のそばで世話ができない場合でもホームの利用を認めさせていただいております。

委員お述べの難病を患っておられる方においては、さまざまな病気がある中で、その病状も含め個々の状況があることから、診断書などの必要な書類とあわせて申立書の提出をお願いしており、それをもとに当課で承認の判定をしております。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

原因が不明であって治療法が確立していない、このことがいわゆる難病であります。治療の見込みがある方への診断書の提出ならまだしも、難病を患っている方が一度提出した診断書を再度求められることの心の負担ははかり知れないと思います。また、難病を患っている方で経済的に苦しい方もおられます。その方々にとって、診断書の数千円は家計の負担が大きいと考えられますし、実際に私のところにもその声が届いております。

難病を患っている方について診断書の再提出を求める理由は何なのか、これらの手続は変更できないのか、また診断書にかわる心の負担と経済的負担を軽減できるものを検討されるのか、地域教育課長お聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えします。

先ほど答弁申し上げたとおり、バンビーホームの利用に当たっては1年ごとに仕事、病気やそのほかの理由により、子供のそばで世話ができるかできないかが変わることから、その状況確認を行うことにより、公正・公平な事業運営が進められると考えております。

委員御指摘の難病を患っておられる方においても、難病指定特定医療受給者証の交付認

定を受けるために毎年関係機関に診断書の提出をされていることから、そのコピーの提出を可能としております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

受給者証を申請する方は、ある程度認定がおりると想定される方だと思えます。そのため、それ以外の方については、やはり窓口の個別対応だと思えますので、難病が判断できる病院の領収書でかえるなど、心の負担、経済的負担を考慮に入れた個別対応をよろしく願います。

次に、就学援助制度について、奈良市子どもの生活に関するアンケートの調査では、相対的貧困層の7.3%が制度を知らないと答えており、必要な方に支援が行き届いていないことを前回の分科会で質問させていただきました。平成29年3月31日付の「平成26年度就学援助実施状況等調査」等の結果については、全ての児童・生徒の保護者に対して制度の案内が行き届くよう、できるだけ多くの広報手段などを通じて就学援助の趣旨及び申請手続について周知徹底を図るようになっていきます。

他市町村では、就学援助の趣旨及び申請手続の書類を入学式に配布するだけでなく、保護者へ言葉で説明されているところもあると聞いております。

そこで、奈良市はどのように実施しているのか、教育総務課長お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

委員御指摘のように、就学援助制度の受給対象である保護者がその制度を知らないために制度の適用を受けられないことがないようにするためには、全ての児童・生徒の保護者に制度の周知徹底を図ることが重要であるというふうに認識をしております。

そのため本市では、毎年年度始めの入学時、進級時におきまして、市立小・中学校の全児童・生徒を通じ、保護者に対して就学援助の制度や申請についてのリーフレットを配布し、また毎年6月の申請時期の前には、当初申請受け付けの御案内を同様の方法で改めて配布のほうをしております。

配布するリーフレットについては、この制度を必要とされている保護者の方にとりましてよりわかりやすいものとなるよう、今年度にA4サイズからA3サイズに拡大し、その内容等について充実、改善を図ってきたところでございます。また、市民だよりやホームページにおいても、制度内容、申請手続について詳しい説明を掲載しております。

加えて、年度末に開催される民生・児童委員協議会連合会において就学援助制度の内容を

説明させていただき、それぞれの地域において経済的に困りの御家庭があれば、この制度の利用を案内していただけるようお願いもさせていただいております。

本市においては、これらの取り組みを通じて就学援助制度の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

長崎市や佐世保市は、書類が保護者まで行き届かないケースを避けるため、就学援助を希望する保護者のみが申請書を提出するのではなく、就学援助の希望の有無を書き込む欄を設けた申請書を作成し、全世帯から回収する方式を導入することで成果を上げているようです。このような取り組みも奈良市に導入すべきではないかと考えますが、教育委員会のお考えを、教育総務課長お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

お答えをさせていただきます。

先ほど述べさせていただきましたように、本市においても、これまで制度や申請手続について保護者の皆様に適切に周知できるよう、その方法について改善を図りながら取り組んできております。

今後も引き続き、就学援助制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

就学援助の対象者には確実に制度につなげていく、これには申請書を全世帯から回収する方式が最も理にかなっています。就学援助制度のより一層、中身や手続について、充実に努めていただくことを期待します。

次に、障害のある子供たちが小学校へ就学する前に相談を行って、保護者の意向も反映しながら通常学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、子供たちに合った就学について方向性を話し合っで決める体制が整っていると思います。

しかし、小学校就学後に特別な支援が必要と判断される子供たちにも、就学前相談と同様な体制が求められます。現在の支援体制はどのようになっているのか、教育相談課長お聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

林委員の質問にお答えいたします。

就学後に特別な支援が必要となった場合の相談体制についてでございますが、まず校内において、特別な支援を必要とする児童・生徒の課題への教員の気づきや保護者からの相談をもとに、特別支援教育コーディネーター及び担任などが子供の理解のためのチェックシートにより、一人一人の実態把握を行っております。その後、各校に設置されている校内委員会において支援方法を検討し、教員が連携を図りながらその支援を進めてまいります。

その上で、より効果的な支援が必要となった場合には、教育センターに設置している教育相談総合窓口におきまして、学校や保護者からの相談に対応をしております。お子様の状態に応じて、特別支援学級への入級や通級指導教室への通室など、適切な指導及び支援を検討し、丁寧に相談を重ねる中で合意が得られるよう進めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

障害がある子供たちと一言で言っても、100人いれば100通りの支援が必要であります。特別支援学級の子供に応じた方法がさまざまある中で、障害のある子供たちにかかわる先生方に求められるスキルは相当必要だと考えられます。また、通常学級にも特別な支援が必要な子供たちがいることを想像すると、特別支援学級、通級指導教室の先生方と同等のスキルが必要になります。それを補うには、研修と経験が必要になってきます。先生方も多忙でするので、研修などの見直しも含めて再考しなければならないと思います。

例えば特別支援学級、通級指導教室の授業風景の見学を行うことも研修と位置づけするなど、現在どのような取り組みがなされているのか、また今後何に取り組まれるのか、教育相談課長お聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

お答えいたします。

特別支援教育にかかわる研修につきましては、教育委員会が実施する教員研修と各校で進める校内研修がございます。

教育委員会が実施する研修につきましては、管理職、中堅教員、特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任などを対象として、特別支援教育の理解や教員の立場及び役割に応じた職務遂行上必要な情報提供等を行い、資質向上に努めております。

また、校内研修につきましては、各校において作成する特別支援教育推進計画に基づいて、特別な支援を必要とする児童・生徒へのかかわり方や個別の配慮について共通理解を図るなど、各校や地域の実情に応じた研修を進めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

特別支援教育支援員について、特別な支援を必要とする子供たちに対応するには、ただ配置するだけでなく、ある程度の知識や研修などが必要であると思います。

そこで、特別支援教育支援員を学校に配置するに当たり行っている研修と、その後のスキル向上の取り組みについて、教育相談課長お聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

お答えいたします。

小・中学校において特別な支援を必要とする児童・生徒に直接対応する特別支援教育支援員への研修は、重要であると考えております。文部科学省より例示されている研修内容を参考としながら、特別支援教育の理念や障害理解、支援に当たる心構えといった基本的な内容に加え、本市の特別支援教育支援体制の情報提供や具体的な支援の方法について事例紹介などを行い、適切な支援が講じられるよう研修を進めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

これまで子供たちを支援する人、学校現場、保護者の方々にお話を伺ってきましたが、インクルーシブ教育システムに少なからず疑問を持たれている方もおります。その上で研修の必要性、研修の中身の充実を訴えられておられました。専門的知識を持っている養護学校の先生でも、夏休みに自主的に子供たちの支援をしている施設に出向き、数日間研修を受けられる話も聞いております。このことから、現場の先生にとっていかに研修が重要であるかがわかります。教育委員会には現場の声を取り込んでいただくよう要望します。

ここからは、いじめ防止生徒指導課長に伺います。

いじめは、どの子供にもどの学校でも起こり得るもので、いじめを背景とした生命や心身に重大な危険が生じた事案が社会問題化する中、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。文部科学省では、同法に基づき、平成25年10月にいじめの防止等のため

の基本的な方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。地方公共団体、学校などにおいても、いじめ防止の基本方針の策定、いじめ防止などのための組織などの設置によるいじめ防止などの組織的対策などを講ずることとされています。

平成30年4月に奈良市いじめ防止基本方針が策定されていますが、考え方は国の方針と合致していると考えてよいのかお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法第12条には、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と示されていることをもとに、法や国の方針を受けて策定いたしました。

例えば、奈良市いじめ防止基本方針には、性同一障害や性的指向、性自認にかかわる児童・生徒や発達障害を含む障害のある児童・生徒等、特に配慮が必要な児童・生徒への対応についての内容は、国の指針を取り入れております。

また、いじめに該当するか否かを判断することに関して、学校が表面的、形式的に判断せず、背景調査を適切に行うなど、いじめの判断基準や対応について、国が具体的に示していることを踏まえた内容となっております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

文部科学省は、同法施行3年後の見直し規定に基づき、いじめの防止などのための対策の一層の推進を図るため、平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定をしております。奈良市いじめ防止基本方針は、それを踏まえた形になっているのかお聞かせください。

P.57 坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長 委員の御質問にお答えいたします。

平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容を、奈良市いじめ防止基本方針に組み込んで策定しております。

例えば、いじめに該当するか否かを判断する際には、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景調査を確実に行うことや、被害に遭

った児童・生徒の感じ方に着目することについても、国のガイドラインを踏まえた内容となっております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

いじめに特化した校内委員会については、学校のいじめ対応の中心となる重要な校内組織であると捉えております。その内容や機能についてお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

いじめに特化した校内委員会につきましては、奈良市いじめ防止基本方針に定められているとおり、全ての市立学校で設置され、月1回程度定期的を開催しております。

構成メンバーにつきましては、管理職やいじめ対応教員、生徒指導主事、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等のメンバーを規定しています。

校内委員会の機能といたしましては、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みの企画立案を行うことや、個々のいじめ事案に対応するとともに再発防止策を検討し、さらには各学校のいじめ事案の実態に合った未然防止策を検討して実施することが重要な機能であると捉えております。

今後も校内委員会がその機能を十分に発揮して学校のいじめ対応の核となるよう、学校訪問や研修会を通して各学校への指導を徹底してまいります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

平成28年度問題行動等調査では、いじめられた児童・生徒の相談の状況で、誰にも相談していない割合が6.6%となっており、また平成28年度中に警察が取り扱ったいじめに起因する事件の被害少年の相談状況では、誰にも相談しなかった割合は12.1%となっています。

なお、調査対象とした市が独自に実施した実態調査の結果によると、いじめられたことを誰にも相談していない児童・生徒の割合は、重篤ないじめを受けている者ほどその割合が高い傾向になっているようです。これらのことから、いじめられたことを誰にも相談していない児童・生徒の把握に係る取り組みは重要であるとしています。

そこで、当該児童・生徒の実態把握に関し、工夫している取り組みがあるのかお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

毎年1学期に奈良県が実施するいじめアンケートに加え、平成29年度より2学期、3学期にも奈良市として県と同じ様式を用いたアンケートを実施し、いじめの早期発見と対応に努めております。

市立学校では、年間3回のアンケートに加え、学校独自のアンケートやいじめの被害や体調なども確認できるSOSシートと呼ばれるアンケートを定期的実施し、児童・生徒の実態把握に努めている学校もございます。

平成28年度に電話やメールによる相談窓口を整備し、平成30年度7月からは電話相談を24時間体制に拡充いたしました。

さらに、9月より、児童・生徒のコミュニケーションツールの変化に対応し、SNSアプリを活用した相談窓口STOP i +を導入いたしました。アプリの導入に当たりましては、被害者や加害者の周りにはいる者が、いじめをとめたり、誰かに相談したりするなどの行動を起こすことで、いじめの予防や解決につながることを目的とし、事業者が直接全ての市立小・中学校へ出向き、児童・生徒に対して、いじめの脱傍観者授業を実施いたしました。

今後は、相談窓口の周知を工夫し、いじめを受けて困ったときなどに、身近に相談できるSNSを使ってすぐに助けを求めることができるよう取り組みを継続してまいります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

いじめの相談体制の整備の取り組みとしては、ストップいじめならダイヤルやストップいじめならメールのほかに、SNS相談アプリSTOP i +があります。相談も入っていると新聞記事で拝見しておりますが、STOP i +が始まってこれまでと違う変化があるのか、またその変化に対応できる万全の仕組みや体制が整えられているのかお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

STOP i +導入後、相談件数がふえたことにつきましては、SNSを活用した相談が今

の子供たちのニーズに合った相談方法であると考えております。

STOP i +相談アプリ導入時に、ストップいじめならダイヤル、ストップいじめならメールなどの相談窓口の周知を同時に行ったことにより、電話やメールによる相談も9月からの2カ月間で電話が13件、メールが4件ございました。このことは、昨年度の1年間の相談回数を上回っております。

相談業務につきましては、教員経験があり、心理の専門的な知識を持った女性相談員を1人任用し、対応しております。返信内容につきましては、相談員と指導主事が複数名で検討した上でメッセージのやりとりを行っております。

また、SNSを活用した相談に加え、夜間緊急の相談への対応やSNSを利用できない子供が相談できるよう、平日の夜間と土日祝日の終日は、相談員に臨床心理士などの専門家が相談対応できる民間事業者に委託し、相談電話を24時間対応にいたしました。なお、緊急を要する場合には、深夜であっても、委託先からいじめ防止生徒指導課の担当者や、直接警察に通報が入る仕組みをとっております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

SNS相談アプリ導入の一環として実施されている小学生、中学生対象のいじめ脱傍観者授業を傍聴させていただきました。SNS相談アプリを使用する前に必ず受けるべき授業と感じましたが、今後も継続していじめ脱傍観者授業を実施していくのか、今後の方針をお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

子供たちがいじめを見て見ぬふりをする傍観者にならないということは、いじめを防ぎ、早期に解消するためには重要なことであると捉えております。

今後は、道徳の授業などを利用し、いじめの傍観者にならないという視点を取り入れ、子供たち同士がいじめをなくしていこうとする内容について話し合う授業を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

国の基本方針では、具体的な相談体制の整備についてスクールソーシャルワーカーの配

置も掲げております。

奈良市いじめ防止基本方針においても、いじめの未然防止や学校体制の強化を目的にスクールソーシャルワーカーが掲げられておりますが、奈良市に1名在籍しているスクールソーシャルワーカーの存在の意義をお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

いじめの問題を初め、虐待や暴力行為に関する問題を学校だけで解決することが難しくなっており、児童相談所や医療機関、警察などの関係機関との連携が必要となっており、

そのことから、社会保障制度や法律等の専門的な知識を持ち、子供の置かれたさまざまな環境に働きかけて関係機関と連携を図りながら支援を行うスクールソーシャルワーカーの存在は重要であると考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

私は、いじめに限らず、不登校、貧困、虐待においてスクールソーシャルワーカーの必要性がますます求められていると感じています。国が示すような中学校区に1名の配置も含めたことを検討するためにも、奈良市のスクールソーシャルワーカーに対するしっかりとの方針を定め、その方針にのっとり施策を講じるべきと考えます。それについてお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーのガイドラインにつきましては、現在、効果的な運用方法などを奈良市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項で定めております。

今後、さらに先進地の事例や有識者の指導、助言を求め、スクールソーシャルワーカーのガイドラインを作成してまいります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

国の基本方針では、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとし、いじめを隠したり軽視したりすることはなく、いじめを積極的に認知することが必要であるとされています。また、文部科学省は、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応への第一歩であり、法が機能するための大前提であるとしています。

文部科学省国立教育政策研究所の調査によると、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、暴力を伴わないいじめである仲間外れ、無視、陰口の被害・加害経験ともに9割の児童・生徒が経験されるとしており、どの児童・生徒にもいじめが起こり得る実態を示しています。

一方、平成28年度問題行動等調査によると、平成28年度中にいじめを1件も認知していない学校が存在しているとして、文部科学省は、いじめの認知件数がゼロまたは僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念しています。

そこで、奈良市の各学校において、いじめの認知件数がゼロまたは僅少である学校があるのか、またいじめの認知件数がゼロまたは僅少である学校があるならば、それらの学校に対して、具体的に教育委員会として実施していること、今後実施していくことがありましたらお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

御質問にお答えいたします。

平成30年10月末現在、いじめの認知件数がゼロ、または少ない学校はございます。そのような学校に対しましては、キャッチできていない事案があると考えられることから、指導主事と学校支援コーディネーターが繰り返し学校訪問を行い、積極的認知の必要性を説明し、いじめアンケートの再確認をするなどを指導しております。

平成30年3月26日付で文部科学省より、いじめを正確に認知することと、いじめの認知件数がゼロの学校につきましては、各学校が児童・生徒や保護者に公表することという内容の通知が出されました。

市教委といたしましては、平成30年度終了時点でいじめの認知件数がゼロの学校は、何らかの方法で児童や保護者に公表し、検証するよう指示をしております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

いじめのささいな兆候を発見するために工夫している取り組みとして、ほかの自治体の小学校では、自己肯定感が低い児童や発達障害の傾向にある児童などをあらかじめリストアップして、該当する児童を見守り対象とするとともに、毎月全児童に対し、自分や友達のいい面を報告させています。そして見守り対象とした児童については、自己肯定感の推移を確認するとともに、暴力を振るうなどいじめを行いやすい児童については、個別指導計画を作成し、目標を設定して計画的に指導しているそうです。

このような取り組みは重要と考えますが、奈良市としてこの取り組みを今後実施する予定があるのかお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

委員の御質問にお答えいたします。

暴力を振るうなどいじめを行いやすい児童・生徒の自己肯定感を高めることは重要な取り組みであると捉えております。

いじめや生徒指導上の問題に関しての情報記録を整理するための、いじめ事象に関する個人記録カードを平成 29 年度に作成し、記録は 10 年間保存することとして各学校で活用するよう指導しております。

いじめ事象に関する個人記録カードは、子供から聞き取った内容やその後の指導、支援内容等を書くようになっており、学年を超えて引き継ぎ、以前に行った指導や支援の内容がわかるようになっております。

個別の指導計画につきましては、他の自治体の事例も参考にし、既存のカードを改良することも含めて検討してまいります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

本年 9 月に、いじめ対策に係る事例集が文部科学省初等中等教育局児童生徒課から出されています。今後の活用について具体的な方針がありましたらお聞かせください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

平成 30 年 9 月に文部科学省より、いじめ対策に係る事例集が出され、市教委から各学校へ通知いたしました。その際、事例集に掲載されておりますいじめの被害者を徹底的に守り通す対応や、学校いじめ防止基本方針を児童・生徒、保護者に対して適切かつ効果的に周知

している事例など、各学校の校内研修などで活用する必要がある項目を5点示しております。

今後は、いじめ対応教員定例会において、本事例集を活用した事例検討会を実施するなど、いじめ問題に対する教員の資質向上につなげてまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

答弁から、いじめに対してしっかり取り組んでいく姿勢、また取り組みの一定の効果が出てきていることは確認できました。いじめに対する情報を耳にする限りでは、いじめに対する認識も温度差があります。教育委員会の役割、学校の役割があり、その役割を果たすためにも、その責務のある者一人一人がいじめに対してどう取り組むかが今最も問われていると思います。

教育委員会には、マインドを高めるアプローチ、そして子供たちの声、学校現場の声に対して、ともに解決していくさらなる強い姿勢や対応をお願いします。

これで私の質問を終わります。